

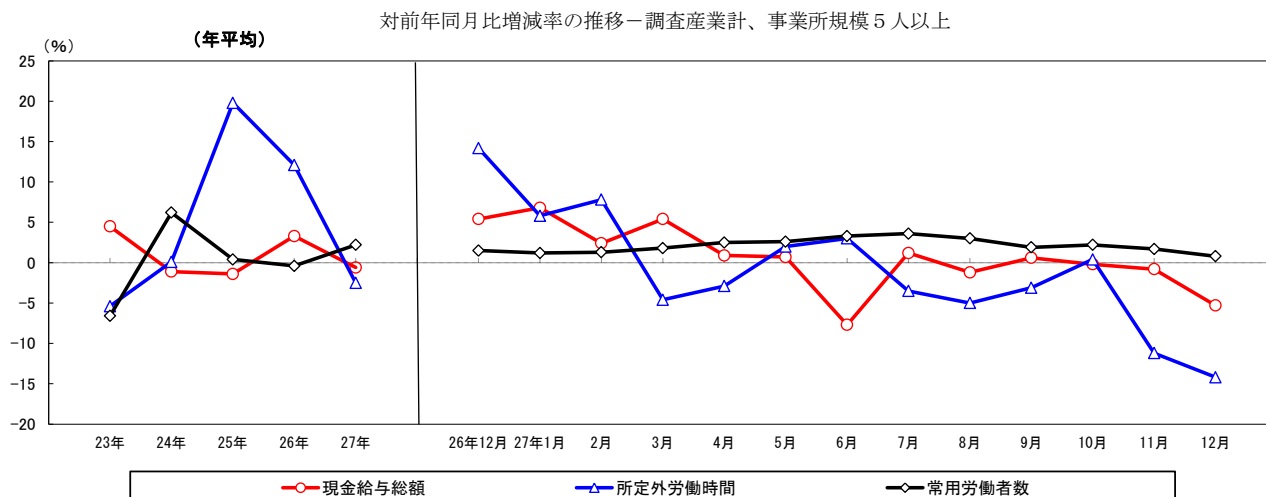
## 毎月勤労統計調査地方調査結果速報 福島県の賃金・労働時間・雇用の動き

平成27年12月分  
(平成22年基準)

(前年同月比でみて)

(調査産業計・事業所規模5人以上)

- 現金給与総額は5.3%の減
- 所定外労働時間は14.2%の減
- 常用労働者数は0.8%の増



平成28年2月23日  
福島県企画調整部統計課

※1 平成23年3月分及び4月分については、震災のため調査を中止しました。  
 ※2 平成23年の平均のみ、3月分及び4月分を除く10ヶ月分をもって、年平均を算出しています。  
 ※3 事業所規模30人以上の第一種事業所については、平成27年1月に抽出替えを行いました。  
 また、事業所規模5～29人の第二種事業所については、半年ごと（1月と7月）に指定調査区の変更があり、それに伴い調査対象事業所も変更しています。  
 なお、抽出替えに伴い指数等の補正・改訂（ギャップ修正）を行いましたので申し添えます。

# 毎月勤労統計調査地方集計について

## 1 調査事項の定義

### (1) 現金給与額

- ア 「現金給与額」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費などを差し引く以前の総額のことである。
- イ 「きまって支給する給与」とは、労働協約、就業規則、あるいは事業所の給与規則などによりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって所定外給与（超過労働給与）を含む。
- ウ 「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外給与（超過労働給与）以外のものをいう。
- エ 「所定外給与（超過労働給与）」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
- オ 「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則などによらずに労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ定められた契約や規則により支払われた給与のうち、次に該当するものである。
- (ア) 夏・冬の賞与、期末手当等の一時金
- (イ) 3か月を超える期間で算定される手当等
- (ウ) 支給事由の発生が不確定なもの（結婚手当等）
- (エ) 労働協約、就業規則等の改定によるベースアップ等が行われた場合の差額の追給分
- カ 「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

### (2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間やいわゆる手持時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含まない。

ア 「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数のことである。

イ 「所定外労働時間数」とは、早出・残業・臨時の呼出・休日出勤などの実労働時間数のことである。

ウ 「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計である。

### (3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給であっても出勤日にはならないが、午前0時から翌日の午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日となる。

### (4) 常用労働者

ア 「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

(ア) 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

(イ) 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、前2か月間でそれぞれ18日以上雇われている者

イ 「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。

(ア) 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者

(イ) 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者

ウ 「一般労働者」とは、常用労働者からパートタイム労働者を除いた者のことである。

## 2 結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県5人以上の規模のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

### －利用上の注意－

- 「調査産業計」は、集計事業所数が僅少のため結果を公表していない産業を含んだ集計結果である。
- すべての指数は、平成22年を基準（22年平均＝100）として算出している。
- 対前年比（対前月比）増減率は指数により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 5人以上規模の事業所にかかる指数については、第一種事業所（事業所規模30人以上）に第二種事業所（事業所規模5～29人）の結果を含めた場合の指数である。
- 実数についてはギャップ修正を行っていないため、実数の動きと指数の動きは必ずしも一致しない。したがって時系列的な比較をする場合には、指数を使用することとしている。
- 概要表及び統計表の見方
  - 「－」印は、調査あるいは集計を行っていない、又は値が作成されないもの。
  - 「×」印は、集計事業所数が僅少のため、公表していないもの。
  - 「△」印は、減少を意味する。
  - 増減率の単位は%である。
  - 算出方法
    - 指数＝調査結果の実数÷基準実数×100
    - 労働異動率：入（離）職率＝入（離）職者数÷前月末推計労働者数×100
- 調査対象事業所の交替について
  - 第一種の調査対象事業所（常用労働者30人以上）は、2～3年周期で全て交替となる。ただし、特定条件に該当する事業所（500人以上雇用している事業所など）は再指定され、継続調査となる。
  - 第二種の調査対象事業所（常用労働者5～29人）は調査期間が18ヶ月だが、全体を3グループに分け、それぞれを半年ずつずらしたローテーションを組んで行うため、半年ごと（1月と7月）に事業所の1/3が交替となる。
  - 第一種の調査対象事業所（常用労働者30人以上）が全て交替となった際には、新・旧調査対象事業所の集計結果に生じる「断層」の修正を行う。これを「ギャップ修正」と呼んでいる。  
新・旧統計データの接続性を確保するため技術的に補正・改訂を行うものであり、指数及び増減率等については旧調査対象事業所の調査期間分（平成24年2月～平成26年12月）の修正を行うが、実数については修正しない。

# 平成27年12月分結果の概要

結果の概況

(調査産業計、事業所規模5人以上)

(前年同月比でみて)

<b>1 賃金</b>
・現金給与総額は、503,861円で、5.3%減となった。
・きまって支給する給与は、250,265円で、1.5%減となった。
・所定内給与は、228,230円で、1.2%減となった。
・所定外給与は、22,035円で、6.6%減となった。
<b>2 労働時間</b>
・総実労働時間は、156.5時間で、2.1%減となった。
・所定内労働時間は、143.7時間で、0.9%減となった。
・所定外労働時間は、12.8時間で、14.2%減となった。
<b>3 雇用</b>
・常用労働者数は、668,280人で、0.8%増となった。

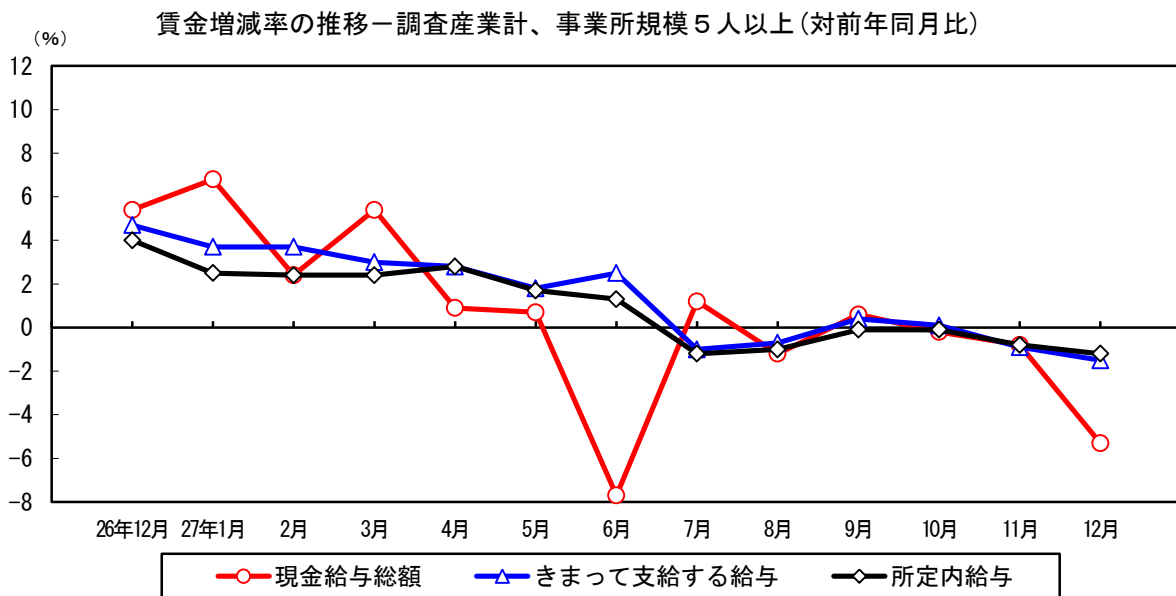
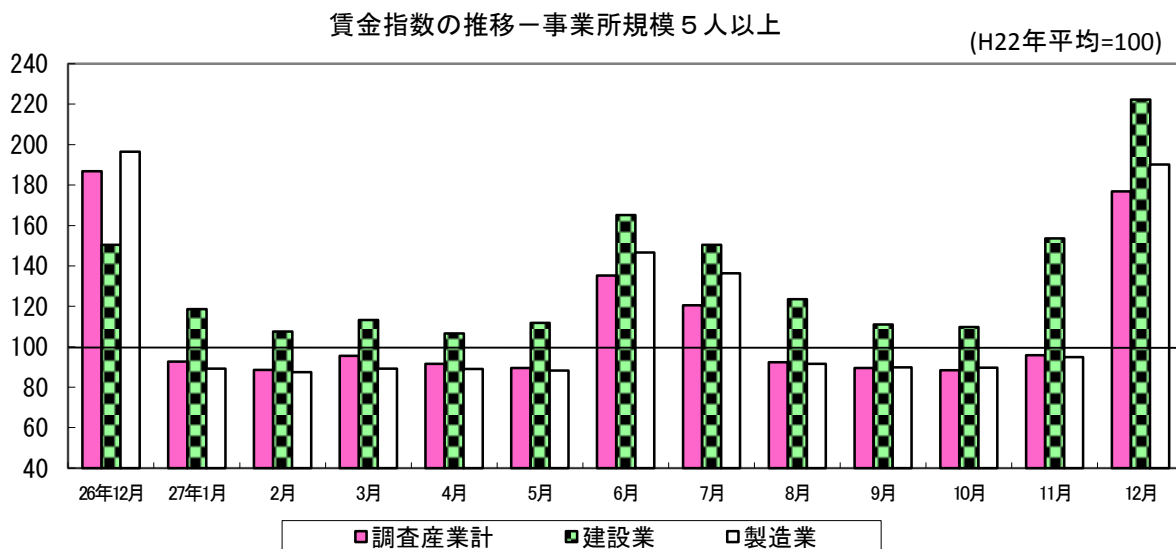
賃金	現金給与総額						
	本県	全国	全国比	きまって支給する給与	所定内給与	所定外給与(超過労働給与)	特別に支払われた給与
「一人平均」	503,861円 (△5.3)	544,993円 (0.1)	92.5%	250,265円 (△1.5)	228,230円 (△1.2)	22,035円 (△6.6)	253,596円 (△10.2)
				260,346円 (0.6)	240,038円 (0.7)	20,308円 (0.8)	284,647円 (△0.4)
				96.1%	95.1%	108.5%	89.1%
労働時間	総実労働時間			所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	所定外労働時間(製造業)
	本県	全国	全国比				
「一人平均」	156.5時間 (△2.1)	143.9時間 (△0.1)	108.8%	143.7時間 (△0.9)	12.8時間 (△14.2)	19.8日 < 0.1 >	17.5時間 (△9.1)
				132.6時間 (0.0)	11.3時間 (△1.8)	18.6日 < 0.0 >	16.6時間 (△1.2)
				108.4%	113.3%	106.5%	105.4%
雇用労働異動	常用労働者			一般労働者	パートタイム労働者	入職率	離職率
	本県	全国	全国比				
	668,280人 (0.8)	48,306千人 (2.3)		504,131人	164,149人	1.5%	1.6%
				33,457千人	14,849千人	1.63%	1.47%
						92.0%	108.8%

賃金指数		所定外労働時間指数		常用雇用指数	
本県	176.9 (△5.3)	本県	121.9 (△14.2)	本県	101.6 (0.8)
全国	172.1 (0.1)	全国	110.8 (△1.8)	全国	107.0 (2.3)
全国比	4.8	全国比	11.1	全国比	△5.4

注) ( )内は前年同月比(%)、< >内は前年同月差(日)である。  
「全国」の数値は、厚生労働省が平成28年2月8日に公表した平成27年12月分結果速報値。

# 1 賃金の動き（調査産業計）

- (1) 事業所規模5人以上（(2)の事業所規模30人以上を含む）
  - ア 現金給与総額（きまって支給する給与＋特別に支払われた給与）  
平成27年12月分の平均現金給与総額は503,861円で前年同月比5.3%減となった。
  - イ きまって支給する給与（所定内給与＋所定外給与）  
250,265円で前年同月比1.5%減となった。
    - (7) 所定内給与  
228,230円で前年同月比1.2%減となった。
    - (4) 所定外給与  
22,035円で前年同月比6.6%減となった。
  - ウ 特別に支払われた給与  
253,596円で前年同月比10.2%減となった。
  
- (2) 事業所規模30人以上
  - ア 現金給与総額（きまって支給する給与＋特別に支払われた給与）  
平成27年12月分の平均現金給与総額は560,354円で前年同月比5.3%減となった。
  - イ きまって支給する給与（所定内給与＋所定外給与）  
269,073円で前年同月比1.5%増となった。
    - (7) 所定内給与  
242,434円で前年同月比1.3%増となった。
    - (4) 所定外給与  
26,639円で前年同月比1.3%増となった。
  - ウ 特別に支払われた給与  
291,281円で前年同月比13.2%減となった。



## 2 労働時間の動き（調査産業計）

### (1) 事業所規模5人以上（(2)の事業所規模30人以上を含む）

#### ア 総実労働時間（所定内労働時間+所定外労働時間）

平成27年12月分の総実労働時間は、156.5時間で前年同月比2.1%減となった。

#### イ 所定内労働時間

143.7時間で前年同月比0.9%減となった。

#### ウ 所定外労働時間

12.8時間で前年同月比14.2%減となった。また製造業は、17.5時間で前年同月比9.1%減となった。

### (2) 事業所規模30人以上

#### ア 総実労働時間（所定内労働時間+所定外労働時間）

平成27年12月分の総実労働時間は、158.9時間で前年同月比2.1%減となった。

#### イ 所定内労働時間

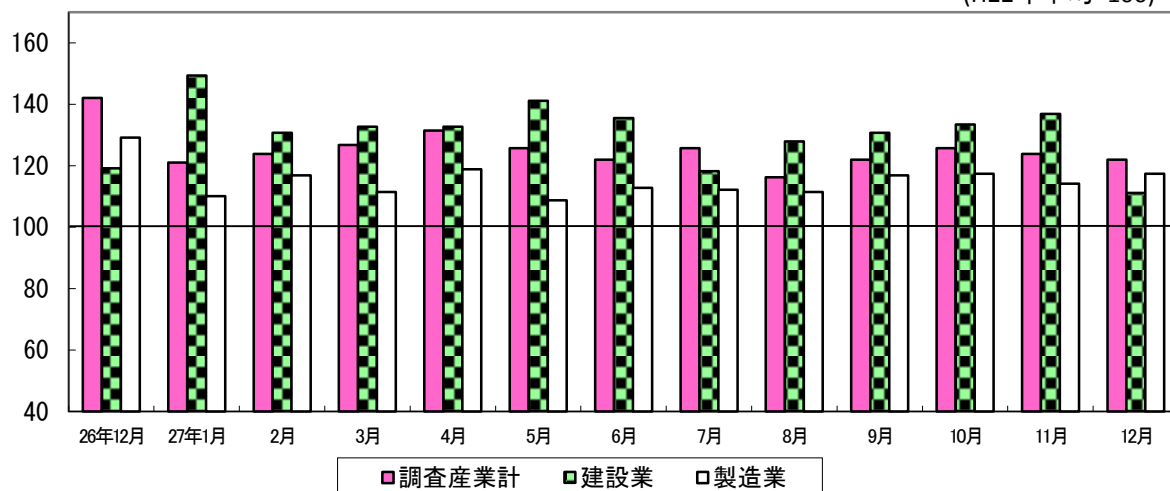
145.0時間で前年同月比0.9%増となった。

#### ウ 所定外労働時間

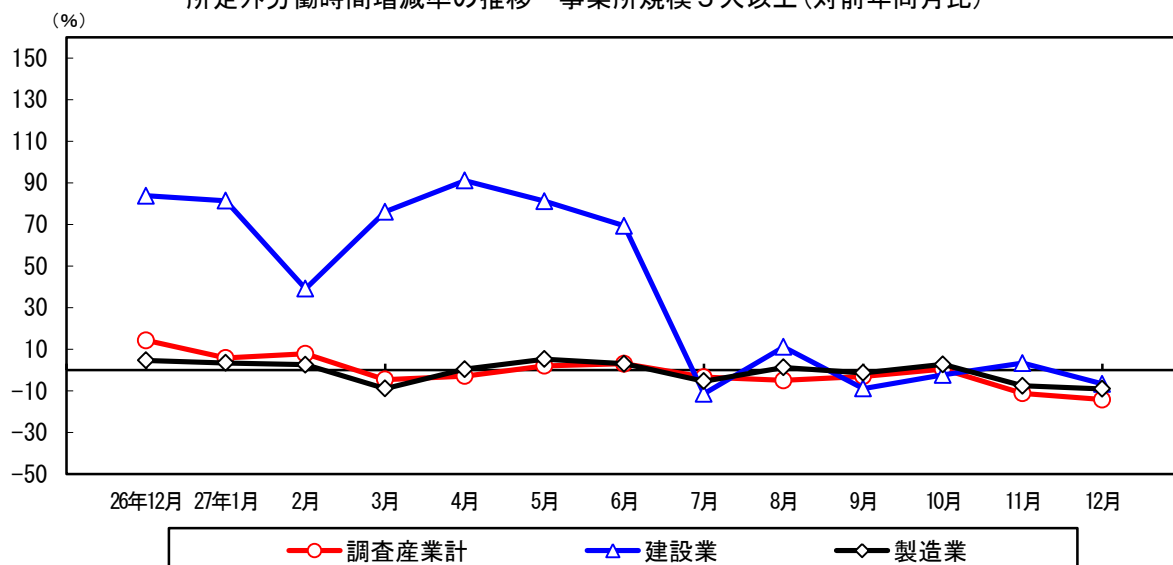
13.9時間で前年同月比15.7%減となった。また製造業は、19.5時間で前年同月比5.9%減となった。

所定外労働時間指数の推移—事業所規模5人以上

(H22年平均=100)



所定外労働時間増減率の推移—事業所規模5人以上(対前年同月比)



### 3 雇用の動き（調査産業計）

(1) 事業所規模5人以上（（2）の事業所規模30人以上を含む）

ア 常用労働者数、常用雇用指数及び常用労働者数の増減率

平成27年12月分の常用労働者数（推計）は668,280人、常用雇用指数（平成22年平均=100）は101.6で、前年同月比0.8%増となった。

イ 常用労働者中のパートタイム労働者比率及び増減

24.6%で、前年同月差2.1ポイント増となった。

(2) 事業所規模30人以上

ア 常用労働者数、常用雇用指数及び常用労働者数の増減率

平成27年12月分の常用労働者数（推計）は382,831人、常用雇用指数（平成22年平均=100）は102.6で、前年同月比1.7%増となった。

イ 常用労働者中のパートタイム労働者比率及び増減

20.1%で、前年同月差1.1ポイント増となった。

